

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	●地域活性化等業務(銀行法第10条第2項第21号)	
	▼主要行等向け監督指針Ⅴ－3－2－1・2、 中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－2－1・2	
1	法第10条第2項第21号の「当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務」の要件を明確化したものが銀行法施行規則第13条の2の5柱書括弧書き「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」であり、後者を満たしている限りにおいては前者も満たしていると理解している。 そのうえで、主要行等向け監督指針Ⅴ－3－2－1(1)では同括弧書きの要件について、「当該要件については、新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしないでなければならないわけではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、銀行の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足すると見做すことができ、地域活性化等業務として実施可能」と記載頂いている。 これらを総合すると、1銀行業に係る経営資源を活用する業務であつて、2新規又は追加的に取得するリソースについて、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、銀行の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかであれば、法第10条第2項第21号の「当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務」の要件も結果的に満たされるという理解でよい。	ご理解のとおりです。
2	中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－2－1(1)は「銀行の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足すると見做すことができ」と要件を「又は」で接続していることから、固有業務の健全性に著しい支障をきたさないことが明らかであり、かつ、固有業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合や固有業務の遂	貴重なご意見として承ります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	行に著しい支障をきたさないことが明らかであり、かつ、固有業務の健全性に支障を及ぼすおそれがある場合についても、当該要件に該当するとみなすものとして理解しております（なお信用金庫については、同監督指針Ⅴ－１－６及びⅤ－３－６－１で準用）。 当該要件につき「過度に厳密な扱いをするべきではない」とする事情があることについても理解はできますが、当該要件が緩和されるため信用金庫にとって有利となる解釈になるとしても、必要があるのであれば令和3年8月6日付「令和3年銀行法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」において信用金庫法施行規則改正案に反映させれば良いのであって、同施行規則を読んだだけでは分からず、監督指針の当該箇所を参照してはじめて分かるような解釈をするべきではありません。法令を軽視する貴庁の姿勢にはまったく共感することができません。貴庁の見解を伺います。	
3	中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－４－２－１（１）の「銀行の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り」（信用金庫については、同監督指針Ⅴ－１－６及びⅤ－３－６－１で準用）は、令和3年8月6日付「令和3年銀行法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」の信用金庫法施行規則改正案第50条第13項柱書の「当該信用金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」に対応した規定だと理解していますが、「固有業務の健全性」及び「業務の健全」の意義及び差異があれば差異についてご教示ください。	ご指摘の文言は、いずれも、当該銀行（信用金庫）の業務の健全性を意味しております。
4	信用金庫は、信用金庫法第53条第3項第20号の「地域活性化等業務」について、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－４－２－２（４）で定める4要素を踏まえた検討（判断）を行う必要はなく当該業務を取り扱うことができ、事業者等から対価や手数料等を徴することができるという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
5	中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－４－２－２（１）につきまして、改正銀行法施行規則案13条の2の5で相当部分が法令化されたとの認識ですが、引き続き、疑義がある媒介・紹介行為について、個別具体的に、当該行為類型について、同指針Ⅲ－４－２－２（４）の四要素に従い、個別具体的に、その他の付随業務該当性について総合判断をないうるという理解でよろしかったでしょうか（改正銀行法施行規則	銀行法施行規則第13条の2の5各号に該当しない業務については、監督指針記載の4要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断されるものと考えます。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	案 13 条の2の5が設けられたことで、規程の反対解釈上、例えば紹介行為をその他の付随業務として構成する余地がなくなったわけではないという理解でよろしかったでしょうか。).	
6	中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－2－1(1)の「地域活性化等業務」は、従来から解釈・運用上認められてきた「その他の付随業務」について(現行のⅢ－4－2－1(1))、信用金庫法第 53 条第3項第 20 号、令和3年8月6日付「令和3年銀行法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」の信用金庫法施行規則改正案第 50 条第 13 項により具体化したものと理解しております。 その上で、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－2－2の「その他の付随業務」が「銀行が法第 10 条第2項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。)」としていることから、監督指針(案)上は「地域活性化等事業」は「その他の付随業務」からは独立していて、重ねて中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－2－2の規制は適用されないものと理解しておりますが、この理解で良いのか、あるいは適用が重ねて適用がなされるのかについてご教示ください。	銀行法第 10 条第2項第 21 号に定める地域活性化等業務は、「その他の付随業務」には含まれません。中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－2－1は地域活性化等業務における留意点等、Ⅲ－4－2－2は「その他の付随業務」等の取扱いを示しています。
7	改正府令第 13 条の2の5第 1 号には、「経営相談等業務」と総称される以下が規定されているとの理解でよいのか？ ・「他の事業者等(中略)の経営に関する相談の実施」 ・「当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言」 - 並びに ・「これらに関する事務の受託」 このうち、前2者については、他の事業者等からの「委託」に基づく銀行による「受託」(または両者間での「契約」)を要することなく、銀行側からの“提案型”の「経営相談等業務」であっても差し支えないとの理解でよいのか？	前段について、銀行法施行規則第 13 条の2の5第 1 号は、「他の事業者等(中略)の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言」並びに「これらに関する事務の受託」を規定しています。 後段について、ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘の業務について、契約形態を限定していません。
8	銀行法 10 条2項柱書の「その他の付随業務」に該当する業務から(取引先企業に対して行う)コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務が削除されていますが、これは改正施行規則案 17 条の3第2項 15 号の「経営相談等業務」に「他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言」が加わったためという理解でよいでしょうか。また、施行規則案 17 条の3第2項 15 号の業務としてビジネスマッチング業務、	ご理解のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	コンサルティング業務、事務受託を行う場合には、取引先企業に対するものに限られないと考えてよいでしょうか。	
9	従来、列挙されていた「コンサルティング業務」、「ビジネスマッチング業務」が削除されているが、これは、今般の銀行法改正により、法第10条2項(付随業務)に追加された第21号において、内閣府令第13条の2の5第1号で規定された「経営相談等業務」に読み替えられると理解して良いのか？ 「コンサルティング業務」、「ビジネスマッチング業務」を銀行が自ら営む場合のみならず、代理・媒介する場合も「経営相談等業務」に含まれるのか否か？ もしも、代理・媒介は含まれないならば、従来どおり、「その他の付随業務」で読み込まれるとの理解でよいのか？	前段について、ご理解のとおりです。 中段・後段について、「コンサルティング業務」、「ビジネスマッチング業務」の代理・媒介は、銀行法施行規則第13条の2の5第1号には該当せず、監督指針記載の4要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断されるものと考えます。
10	「コンサルティング業務」と「ビジネスマッチング業務」が削除されて、新たに付随業務として規定される「経営相談等業務」に包摂される一方で、「M&Aに関する業務」は削除されずに「その他の付随業務」に残置されている。 これら3種類の業務の間での親近性は高いと思われるが、「M&Aに関する業務」の扱いが異なる趣旨如何？ 「M&Aに関する業務」については、従来どおり、銀行自らが営む場合も、代理・媒介する場合も、また、M&Aの対象先が国内外であることを問わず、「その他の付随業務」で読み込まれるとの理解でよいのか？	前段について、「M&Aに関する業務」には、銀行法施行規則第13条の2の5第1号に含まれない業務も想定されるため、監督指針に記載を残すこととしました。 後段について、銀行が自ら営む「M&Aに関する業務」は、対象先が国内外であるかどうかを問わず、「その他の付随業務」に該当するものと考えます。他方、「M&Aに関する業務」の代理・媒介は、監督指針記載の4要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断されるものと考えます。
11	中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－2－2(1)につきまして、「M&Aに関する業務」は「取引先企業に対して行う」ものに限定されております。 ただ、改正銀行法施行規則案13条の2の5第1号の「他の事業者等…の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託」には、他の事業者の経営相談(コンサルティング)の一環としてのM&Aコンサルティング業務や、当該コンサルティングに関連する事務としてのM&Aアレンジャー業務等も含まれているように思われます。 そうしますと、指針で「その他の付随業務」に位置付けられる「取引先企業に対して行う…M&Aに関する業務」を設けなくても、基本的には同号で対応できるようにも思われましたが、	「M&Aに関する業務」には、銀行法施行規則第13条の2の5第1号に含まれない業務も想定されるため、監督指針に記載を残すこととしました。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	今回の指針で記載を残されているご趣旨について伺えますでしょうか。	
12	改府令第 13 条の2の5第1号において、「これらに関連する事務の受託」が新設される一方、「その他の付随業務」には、「事務受託業務」が残置されている。 前者はあくまでも、「経営相談等業務」に関連する「事務の受託」に限定され、それ以外は、引き続き、「その他の付随業務」における「事務受託業務」で読み込まれるとの理解でよいのか？	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 1 号は、「これらに関連する事務の受託」を規定しています。これらに関連しない（取引先企業に対して行う）事務の受託は、「事務受託業務」（主要行等向け監督指針Ⅴ－3－2－2（1））として、「その他の付随業務」に該当するものと考えます。
13	現行の監督指針にある（注 1、下記）が削除される趣旨如何？ 新たに付随業務として規定される「経営相談等業務」に包摂されるとの理解でよいのか？ その場合、（注1）には、「勧誘行為をせず単に（中略）紹介する業務」なども含まれていたため、「経営相談等業務」においても、このような“提案型”の業務も含まれるとの理解でよいのか？ （注1）これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。	前段について、ご指摘の（注1）は、「コンサルティング業務」及び「ビジネスマッチング業務」を念頭に置いた規定であったため、両業務の削除に伴い、削除しました。 中段について、ご理解のとおりです。 後段について、ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘の業務について、契約形態を限定していません。
14	中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－2－2（1）においては、現行中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－2（1）（注1）の「市場誘導業務」に関する記載が削除されている。これは、「市場誘導業務」が、信用金庫法施行規則第 50 条第 13 項第1号の「経営相談等業務」に該当することから、監督指針上の記載を削除したとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。
15	現行の監督指針にある（注2）が本文に移されるのに伴って、“事業を行う場合におけるものを除く”が追記されたが、その趣旨如何？ 改府令第 13 条の2の5第 1 号において、「他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）」と、事業を行う個人を規定したため、それ以外の個人を「その他の付随業務」において規定したとの理解でよいのか？ （改正指針の本文） 「また、個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に	ご理解のとおり、銀行法施行規則第 13 条の2の5第1号に規定する「経営相談等業務」には、事業を行う場合の個人に行う財産形成に関する相談に応ずる業務も含まれるため、これと区別するため、「事業を行う場合におけるものを除く。」を追記しました。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる」	
16	外国銀行の在日拠点は、外国銀行代理業務の施行(2008 年)以前から、海外とのネットワークを活用して、「コンサルティング業務」、「ビジネスマッチング業務」、「M&A に関する業務」などを営んで来た。 これらには、銀行自らが行うケースのほか、海外の本支店などからの依頼に基づいて、代理・媒介するケースも有る。 これらの業務は、外国銀行代理業務の認可を要しないとされている(下記、「外国銀行代理業務に関する Q & A」(改訂版)をご参照)。 今回の付随業務としての「経営相談等業務」の新設や、それに伴う「その他の付随業務」の改正に関わらず、引き続き、同認可は必要ないことに変わりはないとの理解でよいのか？ (参考) 「外国銀行代理業務に関する Q & A」(改訂版)の項番4 https://www.fsa.go.jp/common/law/gaigindai_ri.pdf	ご理解のとおりです。
17	「地域活性化等業務」のうち信用金庫法施行規則案第 50 条第 13 項第2号で定める登録型人材派遣業務にのみ、「取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意する」旨が設けられている。 2018 年3月の人材紹介業務の取扱いに係る監督指針改正(現行中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－2(1)(注3))において、優越的地位の濫用の禁止は人材紹介業務を行う上で重要な観点であることから同様の記載が設けられており、今回の登録型人材派遣業務も人材関連の業務であることから当該記載を設けたとの理解で良いか、念のため確認したい。	ご理解のとおりです。
18	「人材紹介業務」は削除されていないが、新たに設けられた改正府令第 13 条の2の5第2号において「労働者派遣事業」が援用されたため、これと峻別する必要がある、との理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
19	地域活性化等業務のうち銀行法施行規則第 13 条の2の5第4号に定める広告業務については、従来、「その他の付随業務」として主要行等向け監督指針Ⅴ－3－2(4)に示される観点を総合的に考慮したうえで一定の範囲で認められてきた。今回の改正により、銀行法施行規則第 13 条の2の5第4号の要件を満たす限り、銀	銀行法施行規則第 13 条の2の5第4号の要件を満たす限り、広告の用に供するための自行 HP 開発や DM の作成、広告専用のメール配信等も同号の業務として許容されます。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	行が広告の用に供するための自行 HP 開発や DM の作成、広告専用のメール配信等を行うことも許容されるとの理解でよい。	
20	地域活性化等業務のうち銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に定める広告業務については、従来、「その他の付随業務」として主要行等向け監督指針Ⅴ－3－2(4)に示される観点を総合的に考慮したうえで一定の範囲で認められてきた。今回の改正により、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号の要件を満たす限り、銀行が広告掲出媒体として銀行支店の余剰スペースや、壁面・看板などに広告を掲出する業務についても、許容されるとの理解でよい。	銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号の要件を満たす限り、銀行支店の余剰スペースや、壁面・看板などに広告を掲出することも同号の業務として許容されます。
21	「オペレーティング・リース」とは、会計基準において、「ファイナンス・リース取引以外のリース取引」と定義されている。銀行法においては、いわゆる「ファイナンス・リース」に関する定義はないが、銀行法第 10 条第 2 項第 18 号の規定がそれに該当すると考えられ、主要行等向け監督指針Ⅴ－3－2－2(1)で規定される「オペレーティング・リース」については、銀行法第 10 条第 2 項第 18 号で規定されるリース取引以外のリース取引が該当するという理解でよい。	ご理解のとおりです。
22	「その他の付随業務」の例示として「オペレーティング・リース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務」が追加されているが、ここでの「オペレーティング・リース」とは、リース業務のうち信用金庫法第 53 条第 3 項第 17 号（ファイナンス・リース業務）に該当しないリース業務を指すという理解でよい。	
23	中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－2－2につきまして、「取引先企業に対して行う・・・オペレーティング・リース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務」とあります。 そのため、銀行の取引先企業に対する会計上のオペレーション・リースであれば、例えば、プログラム・リースの媒介をしたり、いわゆる協調リースの媒介をすることも許容されるという理解でよろしかったでしょうか。 また、改めて伺いますが、この「取引先」とは、名目的・形式的な取引先（例えば「1 円」を預金している場合など）では足りないが、（固有業務に限らず、銀行の付随業務、法定他業を含めて）実質的な取引先となる「見込み」があれば、ここでの「取引先企業」に該当するという理解でよろしかったでしょうか（2020 年 9 月 30	前段について、「オペレーティング・リース（不動産を対象とするものを除く）」（中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－2－2(1)）は、銀行法第 10 条第 2 項第 18 号で規定されるリース取引以外のリース取引が該当します。 後段について、「取引先企業」（中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－2－2(1)）には、今後銀行が取引を行うことを想定している見込先企業も含まれます。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	日付保険会社向けの総合的監督指針パブコメは、「取引先企業」の「取引」とは、保険業法第97条各項に基づき行われる業務を想定しています。なお、取引先企業には、今後保険会社が取引を行うことを想定している見込先企業も含まれます。」としており、預金取扱金融機関でも同趣旨であるかを確認したい趣旨でございます。	
24	銀行法施行規則 17 条の3第2項では金融関連業務が列挙されているところ、同項3号で銀行法 10 条2項に規定する業務、すなわち銀行の付随業務が挙げられている。 銀行法施行規則 17 条の3第2項3号は、「銀行法 10 条2項各号に規定する業務」ではなく「銀行法 10 条2項に規定する業務」としていることから、金融関連業務には銀行法 10 条2項柱書の「その他の付随業務」も含まれると理解している。 この点、「その他の付随業務」への該当性については、監督指針において、いわゆる4要素を総合的に考慮することが考え方として示されている。 しかしながら、かかる4要素は銀行本体のみを想定した文言となっている。 上記のとおり「その他の付随業務」への該当性は、銀行子会社の金融関連業務として行っているかどうかにも関連するので、その場合にも参考となるよう監督指針の記載を改めるか、あるいは、貴庁の考え方を示していただきたい。 例えば、少なくとも、4要素のうち、「銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用」に資するか。」については、銀行子会社の金融関連業務への該当性を検討するに際しては、「当該銀行子会社の本業を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用」に資するか。」と読み替えて考えることができるとの理解が正しいことを確認していただきたい。	銀行子会社がどのような金融関連業務を営むことができるかは、個別の事案ごとの判断となります。
●従属業務子会社における収入依存度規制の撤廃		
▼主要行等向け監督指針Ⅴ－3－3－1(1)、 中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－7－1(1)		
25	従属業務の範囲について、金融審議会の報告書では、収入依存規制に係る数値基準に代えた、一定の「目安」を監督指針において示すことも考えられるとの記載がなされていたが、今回の監督指針案にはそのような「目安」は見受けられない。ぜひ、「目安」を示していただきたい。	収入依存度規制を撤廃した趣旨に鑑み、監督指針においても、『銀行等』のためにその業務を営んでいるもの(銀行法第16条の2第1項第11号柱書)に係る目線は示していません。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
26	従属業務子会社の収入依存度規制の撤廃（現行の信用金庫法第 54 条の 21 第8項の削除）を受けて、現行中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－7－1（1）（注）が削除されている。 改正法施行以降、従属業務子会社の判断は、「信用金庫等のためにその業務を営んでいる」という要件について、個別案件毎に該当性を判断することになるものと解されるが、その場合の考え方や留意点等があればお教えいただきたい。 なお、信用金庫等以外からの収入が全体の 60 パーセントや 70 パーセントであっても上記要件に該当するのであれば、従属業務子会社に該当するケースがあり得るとの理解でよいのか、併せてお教えいただきたい。	前段について、収入依存度規制を撤廃した趣旨に鑑み、監督指針においても、『銀行等』のためにその業務を営んでいるもの」（銀行法第 16 条の 2 第1項第 11 号柱書）に係る目線は示していません。 後段について、個別の事案ごとの判断となりますが、ご指摘の事例においても、従属業務子会社に該当するケースはあり得るものと考えます。
27	信用金庫法施行規則の従属業務と一定の業務高度化等業務においては同じ業務が明記されているケースがあるが（「広告、マーケティング、調査等業務」や「ATM 保守、点検等業務」等）、どちらに該当するかは項番 26 同様の考え方で判断することになるのか、お教えいただきたい。	従属業務子会社又は一定の銀行業高度化等会社のいずれに整理するかは、個別の事案ごとに金融機関が判断することとなります。
28	今回の中小地域金融機関監督指針改正においては、従属業務について、従前の収入依存度に類似する記載や、「考え方」は示されず（令和3年銀行法等改正の際の説明資料には「法令上の数値基準を削除（必要に応じガイドラインに考え方を示す）」との記載がありました）、現時点では、特段、「考え方」を示すべきような立法事実（立監督指針事実）はないという理解でよろしかったでしょうか。 また、改正後の銀行法 16 条の 2 第1項 11 号かつこ書きに定める「当該銀行、その子会社（第1号から第2号の2まで及び第7号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるもの」と、各銀行が適切かつ合理的に判断する場合には、従属業務子会社たりうるという理解でよろしかったでしょうか。 https://www.fsa.go.jp/common/diet/204/01/setsume.pdf	前段について、収入依存度規制を撤廃した趣旨に鑑み、監督指針においても、『銀行等』のためにその業務を営んでいるもの」（銀行法第 16 条の 2 第1項第 11 号柱書）に係る目線は示していません。 後段について、個別の事案ごとの判断となりますが、『銀行等』のためにその業務を営んでいるもの」と適切かつ合理的に説明できる場合には、従属業務として当該業務を営むことができるものと考えます。
●一定の銀行業高度化等会社		
▼中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－7－4		
29	銀行法施行規則案 17 条の 4 の 3 第1号で「専ら情報通信技術を活用した当該銀行の営む銀	「専ら」は「情報通信技術を活用した」に係ります。銀行法施行規則第 17 条の 4 の 3 第1号は、

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」とあるが、今回公表された監督指針案では、これの解釈・範囲についてとくに言及がなされていない。そこで、次の点について確認したい。 1. 「専ら」は「情報通信技術を活用した」という部分に係るのか、それとも、「情報通信技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務」という部分全体に係るのか。 2. 上記1. において前者の場合、「専ら情報通信技術を活用した」とはどのような意味か。完全非対面業務のみを想定し、対顧客との関係で対面業務を少しでも行っていたらこれには該当しないのか。 3. 上記1. において後者の場合、銀行法施行規則案 17 条の4の3第1号の業務を行うときは、一定の高度化等業務に該当するためには、同条2号ないし9号の業務すら併営してはならないということか。 そうだとすると、第1号の業務に必要となる業務(第8号)ですら併営できないというのはあまりに不合理なので、再考を願いたい。	FinTech に関する業務について条文化したものであり、対面業務を否定するものではありません。 なお、銀行法施行規則案第 17 条の4の3柱書において「次に掲げる業務を専ら営む会社」と規定しているとおり、同条各号に掲げる業務を併営することは認められます。
30	現行中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－7－4(4)の「1 物流への関与等」における以下の事例が改正案では削除されている。監督指針における明記がなくなったとしても、一定の銀行業高度化等会社の「地域商社」が以下の事例のような場合には、物流への関与等が許容されるという理解で良いか。 地域商社において物流を担うこと等によって、当該地域商社において受注情報や在庫情報、仕入価格や販売価格に係る情報を集約しマーケティングや販路の拡大へ寄与するとともに、これを銀行が融資等の審査業務に活用ができる場合 地域商社において在庫管理を行うこと等によって、ABL 等の融資形態の活用資する場合	個別の事案ごとの判断となりますが、実質的に在庫の保有リスクを伴わないと認められる場合には、「一定の地域商社」に該当するものと考えます。
●他業銀行業高度化等会社		
▼主要行等向け監督指針Ⅴ－3－3－4、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－7－5		
31	銀行法施行規則第 17 条の5の2第2項第2号の「出資が全額毀損した場合であつても、申請銀行及びその子会社等の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること」の要件の内容が、「Ⅴ－3－3－4(2)認可審査にあた	ご理解のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	つの留意点」、「1 出資額」における「他業銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合の影響については、銀行グループへの自己資本比率への影響等の審査を行う。」として記載されていると理解。この「銀行グループへの自己資本比率への影響等」については、仮に出資が全額毀損した場合の自己資本比率の減少幅で機械的に判断されるのではなく、全額毀損した場合でも自己資本比率規制の最低所要自己資本比率を十分上回っているかどうかという観点も含め、総合的に審査されるという理解でよい。一般論として、出資額が大きい場合でも、全額毀損した場合に備えて十分な資本を積んでおくことで健全性の確保を図るという戦略もあり得る。	
32	今般の法改正において「一定の銀行業高度化等会社」という枠組みが設けられ、一定の銀行業高度化等会社は、「前各号に掲げる業務に関し必要となる業務」に該当する範囲で子会社対象会社の業務を兼営することができる（銀行法施行規則 17 条の4の3第8号）。他方、他業銀行業高度化等会社についてはこのような条文上の限定は見当たらない。従って、他業銀行業高度化等会社が子会社対象会社の業務を兼営することについては、業務範囲規制の潜脱のおそれがないかの観点は別論として、上記のような銀行業高度化等業務と兼営する子会社対象会社の業務の関連性が必要条件となるわけではないという理解でよい。	子会社対象会社の業務の兼営について、銀行業高度化等業務との関連性がないことのみをもって、他業銀行業高度化等会社の認可をしないというわけではありません。この点について、主要行等指針Ⅴ－3－3－4(2)③において明確化しました。
33	「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」に関して、貴庁が公表した2021年3月付け「説明資料」のスライド3頁では、「認可を条件に全ての従属業務を収入依存度規制なしに営むことが可能（明確化）」との記載があるが、銀行法施行規則案でも今回の監督指針案でも、すべての従属業務が高度化等業務として行い得ることは明確化されていない。 ぜひこの点を監督指針において明示していただきたい。	従属業務については、銀行業の高度化、利用者の利便の向上若しくは地域活性化等に資する又はこれらに資すると見込まれる業務に該当する場合には、認可を受けた上で、一定の銀行業高度化等会社又は他業銀行業高度化等会社において営むことも考えられます。
34	中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－4－7の注7に「銀行法改正（令和3年11月施行）により、法第16条の2第1項第14号が追加されたが、地域活性化事業会社（同号、法第16条の4第8項）における不動産業務の取扱	銀行法第16条の2第1項第14号に定める地域活性化事業会社が営むことができる業務は、同法第16条の4第8項に定める地域活性化事業会社が営むことができる業務と同様であり、不動産業務の取扱いは改正前と異なりません。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	いは改正前と変わらないことに留意する。」とありますが、改正前からの取扱いの内容について、ご教示いただけないでしょうか。	
	▼中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－４－７－５(４)	
35	現行の中小・地域金融機関向け監督指針における地域商社に関する記載のうち、大部分は同監督指針改正案でも同様の記載がなされている。しかしながら、現行の中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－４－７－４(４)①のうち、「銀行の利用者利便の向上」に関して述べた部分は、同監督指針の改正案ではなくなっている。 これは、改正後の銀行業高度化等業務は、銀行業の高度化又は銀行の利用者利便の向上のみならず、持続可能な社会の構築に資する業務であれば銀行業高度化等業務に含まれるので、「銀行の利用者利便の向上」について考え方を示した上記監督指針の記載はもはや不要になったということで削除されたのか。	ご指摘の部分は、地域商社について、銀行業と組み合わせることによって利用者の利便が向上するといえると考えられる事例ですが、今後も、当該事例のように、地域商社が「当該銀行の利用者の利便の向上」に資する業務を営むことはあり得ると考えられます。
	▼保険会社向け監督指針Ⅲ－２－２－５(１)	
36	「地域活性化事業会社((略))における不動産業務の取扱い」、および「保険業高度化等会社における不動産業務の取扱い」について、「改正前と変わらないことに留意する」とありますが、この記載については、地域活性化事業会社と他業保険業高度化等会社が営める不動産業務は、改正前において子会社対象会社が営むことができた範囲に限られる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、地域活性化事業会社と他業保険業高度化等会社における不動産業務の取扱いについては、改正前と異なりません。
	●外国子会社	
	▼主要行等向け監督指針Ⅴ－３－３－５(４)③	
37	「総収入の 50%以上」との要件があるが、これは、各事業年度を基準に計算するとの理解でよいか。	法令上、「主として」要件は常時かかりますが、各金融機関において、実務上、集計・計算が可能な合理的な期間をベースにして管理することも否定されません。例えば、集計・計算が可能な合理的な期間が事業年度である場合、各事業年度を基準とすることも考えられます。
38	外国特定金融関連業務会社が主として行う業務の一つである銀行法施行規則 17 条の3第2項第 11 号においては、リース業のうち「主として」ファイナンスリースが行われている場合に限るとされている。 例えば、外国の会社が営むリース業のうち、ファイナンスリース以外のリースを「主として」営	前段についてですが、リース業務を営む外国の会社がファイナンスリース以外のリース(いわゆるオペレーティングリース)を「主として」営んでいた場合であっても、当該リース業務のうちファイナンスリースに係る収益については、外国特定金融関連業務会社の「主として」要件の算定の基礎に加えることができるものと考えます。また、この場合、

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	んでいた場合は、外国特定金融関連業務会社における「総収入の 50%以上」の要件との関係で、ファイナンスリースおよびファイナンスリース以外のリースの収入は、どのように算定の基礎とされるのか。ファイナンスリースの収益に対応する限度で、ファイナンスリース以外のリースの収益も算定の基礎に加えることができるものとする考えは可能か。 また、一般事業を兼営する外国会社が施行規則第 17 条の 4 の 4 (※) に規定する業務 (リース業や貸金業等) を複数営んでおり、それぞれの業務単体では「総収入の 50%以上」の要件を満たさないが、合算では満たす場合にも、外国特定金融関連業務会社として認められるという理解でよい。 (※) 監督指針案における「総収入の 50%以上を施行規則第 17 条の 5 の 4 に規定は」は、「施行規則第 17 条の 4 の 4 に規定は」であるものと理解	当該ファイナンスリースに係る収益に対応する限度で、オペレーティングリースの収益も外国特定金融関連業務会社の「主として」要件の算定の基礎に加えることができるものと考えます。 例えば、リース業務のみを営む総収益 100 億円の外国企業である A 社が、ファイナンスリースで 25 億円、オペレーティングリースで 75 億円の収益をあげている場合、ファイナンスリースの 25 億円及びこれに対応するオペレーティングリースの収益 25 億円の計 50 億円が算定の分子になり、100 億円が分母となるため、50%以上として、外国特定金融関連業務会社の「主として」要件を充足することとなります。 後段についてはご理解のとおりです。 なお、指針の文言は「施行規則第 17 条の 4 の 4」に修正しました。
39	「当該要件を維持するために必要な態勢整備」とは具体的にどのような態勢を指すのか。 例えば、外国特定金融関連業務会社の収益に占める規則第 17 条の 4 の 4 (※) に規定する業務 (リース業務、貸金業務等) の割合を報告させる態勢の整備が該当するとの理解でよい。 (※) 監督指針案における「総収入の 50%以上を施行規則第 17 条の 5 の 4 に規定は」は、「施行規則第 17 条の 4 の 4 に規定は」であるものと理解	「当該要件を維持するために必要な態勢整備」は、個別の事案ごとの判断となりますが、例えば、ご指摘のような収益割合を把握・報告させる仕組み、現地役職員に対する本規制についての周知、適切なバッファの設定、収益割合を銀行側 (= 親会社側) においてコントロールできるような運用などが考えられます。 なお、指針の文言は「施行規則第 17 条の 4 の 4」に修正しました。
▼主要行等向け監督指針 V-3-3-5(5)		
40	子会社対象会社以外の外国の会社を金融庁長官の承認を得て恒久的に子会社としようとする場合の審査上の考慮事項として定められている①～③は、例示かつ総合的に考慮するにあたっての事項であり、一の項目の状況のみをもって機械的に判断されるものではないとの理解でよい。	ご理解のとおりです。
▼主要行等向け監督指針 V-3-3-5(7)		
41	子会社対象会社以外の外国の会社を子法人等又は関連法人等とする場合について、主要行等向け監督指針 V-3-3-5(4) に準じた対応が必要となるとの記載があるが、当該会社を 10 年間又は金融庁長官の承認を受けて恒久的に子法人等又は関連法人等とする場合や、やむを得ない事情により 10 年を超えて 1 年	ご理解のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	間の延長を行う場合は、Ⅴ－３－３－５(５)～(６)に準じた対応となるとの理解でよい。	
●その他		
42	金融商品取引業者の場合、その営む業務に内在する種々のリスクを正確に把握し、これが実現することにより生じ得る損失を適切に管理することを前提とした態勢整備が求められ、この一環として、取締役会等は、適切なリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容及び人事管理等についての方針を明確に定めることとされています。一方で、主要行等向けの総合的な監督指針等においては、人事について言及されているのは、過度なリスクテイクの回避、システム統合、事務リスク、BCP など、極めて限定的なものとなっております。この点、例えば、資格を有しない従業員が弁護士や公認会計士等を詐称した場合、当該金融機関のレピュテーションの棄損や法令違反につながるおそれのある行為であり、リスク管理の観点からは、こういった行為等も防ぐ態勢整備が重要ではないかと存じます。主要行等に対しても、監督指針において、金融商品取引業者と同等のリスク管理態勢の整備を求めることをご検討いただければ幸いです。	貴重なご意見として承ります。